

医療機器関連分野米国展開PR素材制作業務仕様書

1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」を実現するため、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるべく、現計画の「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」では米国を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大を図ることとしている。

そこで、本事業では米国展開に向けて、本県の医療機器関連産業や施策のPRを行うための広報素材（動画等）を制作することで、成功事例の創出を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

（1）PR動画の制作・効果的なターゲティング広告の実施

① 企画構成・企画提案

ア 全体コンセプト

- ・本県が医療機器関連産業の振興に積極的に取り組む地域であることや本県の医療機器関連産業に取り組む企業を米国企業等に効果的にPRを行い、米国展開の成功事例創出を目指す。

イ 動画の内容

- ・PR動画は、次のテーマを必ず含む内容とする。
 - ▷「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」（メディカル・デバイス・コリドー推進センターの支援内容含む）の取り組み内容
 - ▷県内製造業の特徴、技術力
 - ▷米国展開に取り組む県内企業の紹介（取材先は県との協議により決定する）
- ・PR動画の長さは、5分程度とし、ナレーションは日本語版（英語字幕）と英語版（日本語字幕）を作成すること。

ウ 動画の活用方法

- ・PR動画は、主に次の場面での活用を想定しているため、活用例を踏まえた効果的な動画とすること。また、パソコン、スマートフォン等、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とすること。
 - ▷米国企業（医療機器メーカー等）への訪問時の宣伝用資材
 - ▷米国における展示会等の各種イベントにおける医療機器メーカーや医療従事者等に向けた情報発信
 - ▷県や推進センターのホームページでの情報発信

エ 動画内容の協議

- ・関係者への聞き取りを十分に行うなど、効果的な動画を作成するための検討を十分に行ったうえで、絵コンテやサンプル動画等を用いながら、県と協議し進めること。

② 撮影

- ・企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。
- ・出演者の調整を行うこと。

③ 編集

- ・撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、字幕・テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・納品までに県による複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。

④ 納品

- ・令和8年1月16日（金）までに納品する。

⑤ 効果的なターゲティング広告

- ・制作した動画を基に、LinkedInなどのビジネス特化型SNS等を通じて米国の医療機器関連企業の担当者へのアプローチを目的としたターゲティング広告を行うこと。（想定期間：1週間程度）

（２）PR動画の内容に関わる広報用資料の作成

- ・令和7年11月下旬に本県職員と米国自治体職員等との協議を米国にて行う予定である。その協議時に活用するためのPR動画の内容に沿った広報用資料の作成を行うこと。
- ・広報用資料の内容は、主に（１）①イに記載する動画の内容とし、動画制作で収集した情報や写真等を用いて作成すること。
- ・パンフレット形式を想定。納品物は、県職員が内容の修正・加工を行える編集可能なデータ形式（例：PowerPoint等）で提出すること（印刷は県で対応。）。
- ・令和7年11月7日（金）までに納品すること。

4 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

5 成果物

（１）業務完了届 1部

- (2) 作成したPR動画 DVD 3枚
 - ・映像の規格は、アスペクト比16：9とすること。
 - ・動画の解析度は、1920px×1080px 以上とすること。
- (3) 作成した広報用資料 DVD 1枚

6 納品期限

- ・広報用資料については、令和7年11月7日（金）
- ・PR動画については、令和8年1月16日（金）

7 著作権の帰属

- ・本業務により作成された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、山梨県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託者は必要な著作権処理を行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本事業の実施に必要な経費は、本契約の委託料に全て含まれるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務に関連すると認められる県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (4) 企業と面談等を行う場合は、議事録を作成するとともにその情報を適宜県と共有すること。また、これまで県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- (5) 県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、業務に反映すること。
- (6) 本業務にあたり、支援する企業等から秘密保持契約の締結を求められた場合、速やかに対応を行うこと。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (8) 本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県と協議してこれを定めるものとする。